

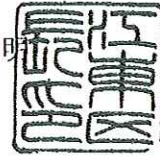
## 一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石3丁目5-1  
氏名 高嶺清掃 株式会社  
代表取締役 関川 泰子  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成21年3月27日

江東区長 山崎 孝明



記

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電
- 2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 3 運搬先 区長の指定する処理施設  
特別区内の指定引取場所

- 4 作業場所 江東区の区域内
- 5 許可期間 平成21年4月1日 から  
平成23年3月31日 まで

- 6 許可の条件  
作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

1 この許可について、不服があるときには、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、江東区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日(前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により江東区を被告として(江東区長が被告の代表者になります。)提訴することができます。